2026年7月29日

各 位

会 社 名　INCLUSIVE Holdings 株式会社
代表者名　代表取締役社長　木村美樹
(コード番号：7078　グロース市場)
問合せ先　取締役　管理本部長　正田　聡
(TEL 03-6427-2020)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日（以下、「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下、「本新株式発行」又は「発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株式発行の概要

(1) 払込期日	2026年8月27日
(2) 発行する株式の種類及び総数	当社普通株式　52,000株
(3) 発行価額	1株につき336円
(4) 発行総額	17,472,000円
(5) 割当予定先	当社取締役（社外取締役を含みます。）　9名　44,600株 当社従業員　4名　1,700株 当社子会社取締役　1名　500株 当社子会社従業員　5名　5,200株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2026年5月27日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を含みます。以下、「対象取締役」といいます。）が当社株式を所有することで、当社の持続的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2026年6月29日開催の第19回定時株主総会において、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 5 万株以内（うち社外取締役分は年1万株以内）とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額 100 百万円以内（うち社外取締役分は年額 20 百万円以内）とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、当社は2026年5月27日開催の取締役会において、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制

度を当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員（以下、「対象従業員等」といい、対象取締役と合わせて「対象取締役等」といいます。）にも導入することを決議いたしました。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、当社の取締役 9 名及び従業員 4 名並びに当社子会社の取締役 1 名及び従業員 5 名に対し、金銭報酬債権合計 17,472,000 円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、対象取締役等が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 52,000 株（以下、「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。

＜対象取締役との株式割当契約の概要＞

当社は、対象取締役との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日（以下、「本払込期日」といいます。）から当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日または本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が当社の事業年度開始後 6 か月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日までのいずれか遅い日までの間（以下、「対象取締役譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、本払込期日から最初に到来する定時株主総会の時までの間(以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、対象取締役譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由により退任若しくは退職した場合又は死亡により退任若しくは退職した場合、本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任若しくは退職した日を含む月までの月数を 14 で除した数（但し、計算の結果 1 を超える場合は、1 とします。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項

が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を 14 で除した数（但し、その数が 1 を超える場合は、1 とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

対象取締役は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

＜対象従業員等との株式割当契約の概要＞

当社は、対象従業員等との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2026 年 8 月 27 日から 2028 年 8 月 26 日まで

対象従業員等は、譲渡制限期間（以下、「対象従業員等譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員等が、対象従業員等譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、対象従業員等譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象従業員等が、対象従業員等譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任若しくは退職した場合又は死亡により退任若しくは退職した場合、本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象従業員等が退任若しくは退職した日を含む月までの月数を 24 で除した数（但し、計算の結果 1 を超える場合は、1 とします。）に、当該時点において対象従業員等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象従業員等譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合

併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を 24 で除した数（但し、その数が 1 を超える場合は、1 とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

対象従業員等は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本割当決議日の直前営業日（2026 年 7 月 28 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 336 円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上